

(平成22年4月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中央第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年3月まで

ねんきん特別便により、申立期間が未納付になっていることを知った。社会保険事務所（当時）に問い合わせたところ、申立期間の保険料は還付されているとのことだが、市役所の指示のとおり夫婦二人分の保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料は夫のみ納付済みとなっている。

指示のとおり納付したので還付されるはずがなく、還付金を受け取った記憶は無いため、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった4通の領収証書により、昭和54年3月31日に、申立人の52年4月から53年3月までの期間と夫の51年4月から52年3月までの期間の保険料が納付されたことが、54年12月19日に、申立人の申立期間の保険料と夫の52年4月から53年3月までの期間の保険料が納付されたことがそれぞれ確認できるとともに、これらはいずれも当該領収証書に記載された納付すべき期限までに納付されている上、記載状態から、これらは、同時に作成された後交付された納付書によるものであったと認められる。そして、同領収証書に記載された手書きの納期限は、申立人の供述どおり、市役所の担当職員によって記載されたものと認められる。

また、社会保険事務所から提出された資料によって、申立人は、平成20年6月ころ、ねんきん特別便により、申立期間が未納と記録されている事実を知り、同社会保険事務所を訪れ、これらの領収証書を提示の上記録照会し、同社会保険事務所は、一度は納付事実を記録して申立人に受給中の年金の増加見込額を示し再裁定申出書の提出を求め、申立人はこの指示に沿って手続を進めたが、同社会保険事務所が、後日、申立期間の保険料を時効により還付していたことに気づき、一転、保険料納付済期間として記録した申立期間を再び未納期間に訂正するなどの措置を講じたことが確認できる。

さらに、同社会保険事務所においては、昭和 50 年代まで保険料債権の 2 年の消滅時効期間を年度単位で取り扱っており、納付する年度前 2 年度以内のものは法律上時効消滅している場合でも納付済期間としており、申立期間と同じ期間の夫の保険料については、納付日において法律上時効消滅していたにもかかわらず、これを納付済みと取り扱い、申立人から領収証書の提示を受けた現在も時効を主張せず保険料納付済期間として記録されている。

以上のことを踏まえると、申立人は、当時、現年度の国民年金保険料の収納事務を行っていた市役所職員の指示に従って夫の分とともに保険料を納付したことは明白であり、当然、自分たち夫妻の年金記録は同じように納付済期間として記録されるものと信頼していたと考えられ、確かに還付整理簿には、申立期間の保険料が還付済みであるとの記録はあるものの、ねんきん特別便を見てからの申立人の上記行動に照らせば、仮に、申立人が納付した保険料について還付されていたとしても、申立人において、その事実を十分に認識し、申立人と夫とで年金記録が異なることになることを容認していたとみることはできず、むしろ還付時に何がどうして還付されるものなのか、還付によって年金記録はどうなるのかなどの適切な説明を受けないまま還付請求手続に応じ、還付によって申立期間が未納と記録されてしまうなどとはいささかも認識していなかったとみるのが相当であって、申立人の申立期間の年金受給に対する期待や信頼は、還付後も依然として長期間にわたって継続していたものとみるのが社会通念に合致する。

翻って、申立人が法定納期限後に納付したのは、ひとえに、納付書に納付期限を記載した国民年金事務担当者の不注意によって引き起こされた過誤によるものであり、仮に申立人の納付書も夫と同じ記載であったなら、当然今でも申立期間は納付済みと記録されているはずであるにもかかわらず、その指示を信じ忠実に従った申立人の保険料納付を誤納付だとし、それを還付した記録が後から見つかった事実のみを主張して、一度は受給中の年金の再裁定手続や再裁定によって増額される年金額などについてまで説明した申立期間を納付済期間としないのは、責任ある制度運営者としては、あまりにも年金制度に対する国民の信頼と期待並びに納付手続に対する国民の信頼を裏切るものであって、信義則に反すると考えられる。

加えて、申立人の年金記録を取り扱った同社会保険事務所においては、上記のとおり、今でも法律上時効消滅している夫の納付を還付せずに納付済みと取り扱っており、申立人の申立期間のみ納付済みとしないのは行政の公平性にも反する。

したがって、申立期間の保険料は還付されたことが事実であったとしても適切に納付があったのは事実であるから保険料納付済期間とすることが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生年金 事案 4854 (事案 273 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月1日から32年2月14日まで
先の申立てにおいて、脱退手当金の請求書を書いた覚えがなく、受給していないと主張したが申立ては認められなかった。

今回、当時の友人に話をしたところ、その友人には申立期間の事業所の厚生年金が支給されており、私が厚生年金をもらっていないのはひどすぎると言っていた。

申立期間の厚生年金を支給してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、厚生年金保険被保険者台帳の申立人の氏名が、事業所を退職した約10か月後の昭和32年12月9日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は同年12月19日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然であることや、申立人の被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成20年10月29日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、連絡がとれた当時の同僚は申立期間に係る事業所の厚生年金保険を受給しているにもかかわらず、自分が受給できないのはおかしいと主張しているが、当該同僚は申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の約1年3か月前に資格喪失しており、当該同僚から聴取しても、申立人の脱退手当金受給当時の事情についてはつまびらかではなく、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は得られず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生年金 事案 4855（事案 284 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 37 年 1 月 21 日まで
先の申立てにおいて、脱退手当金は絶対に受給していないと主張したが、申立ては認められなかった。
今回、事業所に質問状を送ったところ、事業所からは 40 年以上経っているのではっきりした返事ができないという旨の回答であり、先の申立ての判断と少し異なるため、再度申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間に係る事業所は、当時、退職者に脱退手当金の受給の意思を確認し、資格喪失の手続と同時に代理請求を行っていたと思うと回答しており、事業主による代理請求が行われていたものと考えられること、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 37 年 3 月 12 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 10 月 29 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間に係る事業所への質問状に対する回答内容と、当委員会の判断とが少し異なるとして再度申立てを行っているが、当該質問状の回答内容は、申立人自身に関する脱退手当金支給関係の資料が事業所に残っていないため明確な回答ができない旨の趣旨であり、先の申立てにおいても当該事業所は同様に回答していることから、申立人自

身に関する資料が残っていない点については先の申立てにおいても前提とした上で判断がなされているところである。

しかしながら、資料が残っていないとしながらも、先の申立てにおける事業所の回答は、当時の事業所における脱退手当金に関する一般的な取扱いについての照会に対するものであり、回答に当たっては、当時の取扱いについての事情を知る者からの聴取内容を踏まえてなされていることに鑑み、当委員会においては事業主による代理請求が行われていたものと考えられるとしているところ、再度、事業所に照会したものの、代理請求が行われていなかったことをうかがわせる証言を得ることはできなかった。

さらに、当初申立てについて年金記録の訂正は必要でないと言われる事情とされた、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和37年3月12日に支給決定されており一連の事務処理に不自然さはいかぬことなどを踏まえると、当該質問状の回答内容をもって、当委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認め難く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生年金 事案 4856（事案 2128、4670 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 21 日から 41 年 12 月 30 日まで
第三者委員会の判断理由が、理解し難く、再申立てを行ったが、平成 21 年 10 月 22 日付けで通知が届き、私の申立内容が全く無視され、申立ては認められなかった。

第三者委員会は、「その委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる」と理由付けしているが、私はそんな委任は行っていない。

私は脱退手当金を受け取っていないし、自分で受け取ることはできなかったことを、今一度はつきりと申し上げる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 41 年 12 月の前後 3 年以内に資格喪失した者 14 名全員に資格喪失日の約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、そのうち連絡先が把握できた 2 名は、「事業所が手続してくれた」、あるいは、「事業所から説明を受けて脱退したと思う」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられることや、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、資格喪失日から約 2 か月後の 42 年 2 月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないことなどから、当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 18 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、当時の同僚から退職時に「退職願」を書いた

覚えがあるとの話を聞いたが、自分は退職時にそのようなものは書いておらず、何の手續もしなかったことや、勤務していた事業所に退職願や代理請求を認める委任状は残っていなかったが、当時の辞令が残っていたことなどから、再度、申立期間の申立てを行ったところであるが、これらの事情は当委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認め難く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、これについても既に当委員会の決定に基づく平成21年10月22日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回、申立人は、平成21年3月18日付けの通知内容が理解し難く、再申立てを行ったが、同年10月22日付けで届いた通知では、申立内容が全く無視された内容であったとして、当委員会が判断理由に付した「その委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる」の部分について、「そのような委任をした覚えはない」と、そして「脱退手当金は受け取っていない」と強く主張して再度申し立てている。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手續が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い中で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人の資格喪失時の前後3年以内に申立人が勤務していた事業所で資格喪失した者14名全員に資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていること、申立人についても資格喪失の日から約2か月後に支給決定されていることなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。